

## 指揮監督権について

(論点整理 (関連部分))

## Ⅲ. 国民生活センターの機能を担う国における組織の具体的な在り方

## 2. 国民生活センターの機能を担う国における組織形態について

(2) 次の移管先それぞれについて、どのようなことが期待できるのか。  
 想定される課題を解決し、期待を実現するために、どのような工夫 (法制度や運用上の工夫など) ができるか。

- ①内閣府本府
- ②消費者委員会
- ③消費者庁

## ○原則：職員への指揮監督は、各府省の大臣または各外局長が行う

(ただし、内閣府 (消費者委員会事務局や消費者庁を含む) については、内閣官房長官や特命担当大臣も一定の指揮監督権を有する)

⇒内閣府本府 (消費者委員会事務局を含む) の場合：内閣総理大臣が事務を統括、特命担当大臣が掌理、事務次官が監督

⇒消費者庁の場合：内閣総理大臣が事務を統括、特命担当大臣が掌理、消費者庁長官が事務を統括

※「統括」…「行政機関の長等が、その所掌の下にある行政事務をすべつつ、締めくくること」

※「掌理」…一定の事務をつかさどり、これをおさめること」  
 (以上、法令用語辞典)

## 【国家行政組織法】

第三条 国の行政機関の組織は、この法律でこれを定めるものとする。

2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。

3 省は、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれるものとし、委員会及び庁は、省に、その外局として置かれるものとする。

第五条 各省の長は、それぞれ各省大臣とし、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣として、それぞれ行政事務を分担管理する。

第六条 委員会の長は、委員長とし、庁の長は、長官とする。

第十条 各省大臣、各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機関の事務を統括し、職員の服務について、これを統督する。

## 【内閣府設置法】

第六条 内閣府の長は、内閣総理大臣とする。

2 内閣総理大臣は、内閣府に係る事項についての内閣法にいう主任の大臣とし、第四条第三項に規定する事務を分担管理する。

第七条 内閣総理大臣は、内閣府の事務を統括し、職員の服務について統督する。

第八条 内閣官房長官は、内閣法に定める職務を行うほか、内閣総理大臣を助けて内閣府の事務を整理し、内閣総理大臣の命を受けて内閣府（法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている委員会その他の機関（以下「大臣委員会等」という。）を除く。）の事務（次条第一項の特命担当大臣が掌理する事務を除く。）を統括し、職員の服務について統督する。

第九条 内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために特に必要がある場合においては、内閣府に、内閣総理大臣を助け、命を受けて第四条第一項及び第二項に規定する事務並びにこれに関連する同条第三項に規定する事務（これらの事務のうち大臣委員会等の所掌に属するものを除く。）を掌理する職（以下「特命担当大臣」という。）を置くことができる。

2 特命担当大臣は、国務大臣をもって充てる。

第四十九条 内閣府には、その外局として、委員会及び庁を置くことができる。

2 法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている前項の委員会には、特に必要がある場合においては、委員会又は庁を置くことができる。

3 前二項の委員会及び庁（以下それぞれ「委員会」及び「庁」という。）の設置及び廃止は、法律で定める。

第五十条 委員会の長は、委員長とし、庁の長は、長官とする。

第五十八条 各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機関の事務を統括し、職員の服務について統督する。

2 各外局の長は、その機関の所掌事務について、内閣総理大臣に対し、案をそなえて、内閣府令を発することを求めることができる。

3 外局の長以外の各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、法律の定めるところにより、内閣総理大臣に対し、案をそなえて、内閣府令を発することを求めることができる。

4 各委員会及び各庁の長官は、法律の定めるところにより、政令及び内閣府令以外の規則その他の特別の命令を自ら発することができる。

- 5 第七条第四項の規定は、前項の命令について準用する。
- 6 各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。
- 7 各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、命令又は示達するため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。
- 8 各委員会及び各庁の長官は、その機関の任務を遂行するため政策について行政機関相互の調整を図る必要があると認めるときは、その必要性を明らかにした上で、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、並びに当該関係行政機関の政策に関し意見を述べるることができる。

## 《特別の機関の例外》

### (1) 指揮監督の対象となる機関に対する指揮監督権を包括的に制限

#### ○警察庁

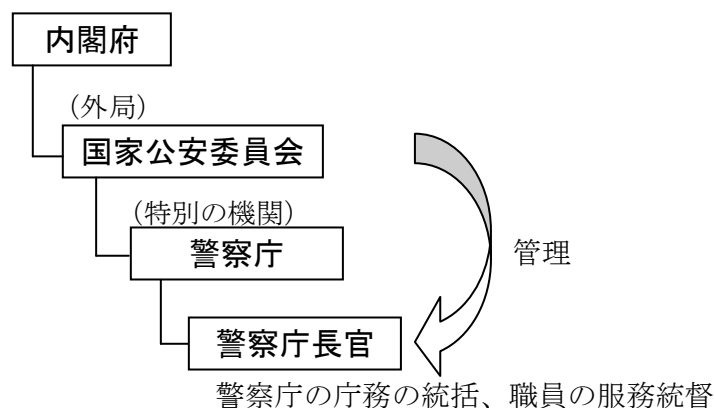
(内閣府の外局(国家公安委員会)に属する特別の機関の長(警察庁長官)が、外局の管理に服しながら、当該機関の事務の統括、職員の服務統督権を有する)

#### 【警察法】

第十六条 警察庁の長は、警察庁長官とし、国家公安委員会が内閣総理大臣の承認を得て、任免する。

2 警察庁長官(以下「長官」という。)は、国家公安委員会の管理に服し、警察庁の庁務を統括し、所部の職員を任免し、及びその服務についてこれを統督し、並びに警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督する。

※「管理」…「基本的に、大綱方針を定め、警察行政の運営がその大綱方針に即して行われるよう警察庁を指揮監督することを意味するが、例えば監察の事務について、警察庁に対し個別的又は具体的な事項にわたる指示をすることも、「管理」の概念に含まれるものと解される。」(法令用語辞典)



《当てはめのイメージ》

○国民生活センターを内閣府本府の特別の機関とした場合：

- ・国民生活センター長は、内閣総理大臣の管理に服し、国民生活センターの事務を統括し、センターの職員を任免し、及びその服務についてこれを統督する《法律事項》

○国民生活センターを消費者庁の特別の機関とした場合：

- ・国民生活センター長は、消費者庁長官の管理に服し、国民生活センターの事務を統括し、センターの職員を任免し、及びその服務についてこれを統督する《法律事項》

## (2) 職務の性質等に応じて指揮監督権を個別に制限

### ○海難審判所

(国土交通省の特別の機関としておき、職員の職権行使の独立性を法的に担保)

#### 【海難審判法】

第七条 国土交通省に、特別の機関として、海難審判所を置く。

第八条 海難審判所は、海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人に対する懲戒を行うための海難の調査及び審判を行うことを任務とする。

第十条 海難審判所の長は、海難審判所長とし、審判官をもつて充てる。

第十二条 海難審判所に審判官及び理事官を置く。

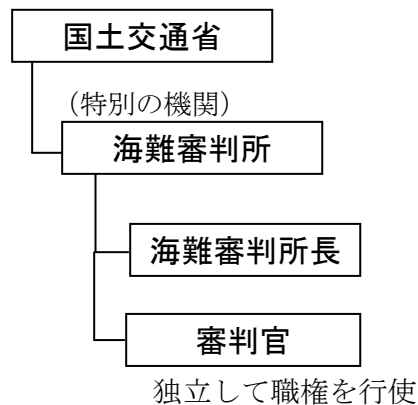
2 理事官は、審判の請求及びこれに係る海難の調査並びに裁決の執行に関することをつかさどる。

3 審判官及び理事官は、海難の調査及び審判を行うについて必要な法律及び海事に関する知識経験を有する者として政令で定める者の中から、国土交通大臣がこれを任命する。

4 審判官及び理事官の定数は、政令でこれを定める。

第十三条 審判官は、独立してその職権を行う。

第十四条 海難審判所は、三名の審判官で構成する合議体で審判を行う。ただし、地方海難審判所においては、一名の審判官で審判を行う。



《当てはめのイメージ》

○国民生活センターを内閣府本府の特別の機関とした場合：

- ・国民生活センター職員のうち〇〇は、独立してその職権を行う《法律事項》

○国民生活センターを消費者庁の特別の機関とした場合：

- ・国民生活センター職員のうち〇〇は、独立してその職権を行う《法律事項》



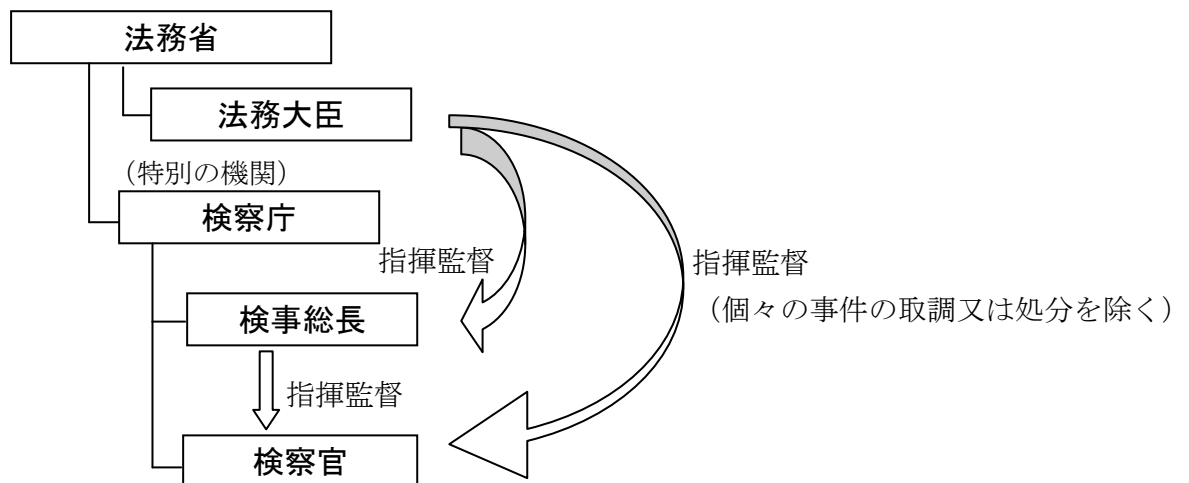
## ○検察庁

(法務省の特別の機関であるが、主務大臣である法務大臣は、特別の機関の職員に対する一般的な指揮監督権がある一方、個々の事案については、特別の機関の長(検事総長)を通じてのみ指揮を行う)

### 【検察庁法】

第七条 検事総長は、最高検察庁の長として、庁務を掌理し、且つ、すべての検察庁の職員を指揮監督する。

第十四条 法務大臣は、第四条及び第六条に規定する検察官の事務に関し、検察官を一般に指揮監督することができる。但し、個々の事件の取調又は処分については、検事総長のみを指揮することができる。



《当てはめのイメージ》

○国民生活センターを内閣府本府の特別の機関とした場合：

- ・内閣総理大臣は、国民生活センター職員の仕事に関し、国民生活センター職員を一般に指揮監督することができる。但し、〇〇については、国民生活センター長のみを指揮することができる《法律事項》

○国民生活センターを消費者庁の特別の機関とした場合：

- ・消費者庁長官は、国民生活センター職員の仕事に関し、国民生活センター職員を一般に指揮監督することができる。但し、〇〇については、国民生活センター長のみを指揮することができる《法律事項》